

判決確定に伴う賠償金支出について捜査員に対する
求償権の行使を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	後	藤	靖子
同	小	粥	純子

目 次

第 1	請求の受付	1
1	請求人	1
2	請求の提出	1
3	請求の内容	1
4	請求の要件審査	9
5	監査執行上の除斥等	9
第 2	監査の実施	1 0
1	監査対象事項	1 0
2	監査対象局	1 0
3	証拠の提出及び陳述	1 0
4	監査の終了日	1 0
第 3	監査の結果	1 1
1	前提事実	1 1
2	監査対象局の説明	1 5
3	判断	1 7
4	結論	3 6

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

3 請求の内容

(法人名及び個人名を除き以下原文のまま)

(1) 請求の要旨

ア 法人 A 事件の概要

本件は、立件ありきで捜査を進めた警視庁公安部が、証拠捏造、不利な事実の隠蔽といった、刑罰法規に抵触する行為を含む数々の違法行為を駆使して、善良な市民、善良な中小企業を陥れた事案である。

法人 A 及び同社社長らは、違法な捜査、並びに逮捕勾留、公訴提起があったとして、令和 3 年 9 月 8 日付で、国及び東京都を被告として国家賠償請求訴訟を提起。第 1 審の東京地方裁判所は、法人 A 側の主張を認め、国及び都に対し、総額約 1 億 6 2 0 0 万円の賠償を命じた。これを不服として、国及び都は控訴を提起したが、控訴審の東京高等裁判所も、法人 A 側の主張を認め、国及び都にし、総額約 1 億 6 6 0 0 万円の賠償を命じた。

国家賠償請求訴訟は、第 1 審、控訴審ともに異常ともいえる経過を辿り、現職の警察官による事件の捏造を認める趣旨の証言が飛び出す（第 1 審において、法人 A 代理人から事件はでっちあげだと言われても仕方ないのではないかと問われたのに対して、現職の警部補が「まあ捏造ですね。」と供述した。）等、国賠訴訟の提起により、闇に葬り去ろうとされていた真実が明るみになり、改めて、法人 A 事件が、社会を震撼させ我が国の捜査機関への信頼を揺るがす悲惨な冤罪事件であることが明らかとなった。

本書における略語等は控訴審判決の例によることとし、法人 A 事件の刑事事件及び本件訴訟の経過の概要については、次表のとおりである。

日時	内容
平成 29 年 4 月 頃	警視庁公安部、法人 A による噴霧乾燥器の輸出が外為法に違反している可能性があるとして捜査を開始。
平成 30 年 10 月 3 日	警視庁公安部、法人 A 本社ほか関係場所(計 14 箇所)に対する搜索差押を実施
同年 12 月 11 日	警視庁公安部、法人 A の役職員に対する任意取調べを開始。取調べは令和 2 年 2 月まで合計 291 回にわたり行われた。
令和 2 年 3 月 11 日	警視庁公安部、法人 A の社長ら 3 名を通常逮捕
同年 3 月 31 日	東京地検、法人 A 及び同社社長らにつき公訴提起
同年 5 月 26 日	警視庁公安部、法人 A の社長ら 3 名を再逮捕
同年 6 月 15 日	東京地検、法人 A 及び同社社長らを追起訴
令和 3 年 2 月 5 日	B 社長、C 元取締役、保釈される。 なお、D 元顧問は、同月 7 日に死去
同年 7 月 30 日	検事、東京地裁に対し、立証困難と判断したため公訴取消を申し立てる。
同年 8 月 2 日	公訴棄却決定
同年 9 月 8 日	法人 A 及び同社社長ら、国家賠償請求訴訟を提起
令和 5 年 12 月 27 日	第 1 審判決（原告勝訴）
令和 6 年 1 月 10 日	法人 A、国、都控訴
令和 7 年 5 月 28 日	控訴審判決（原告勝訴）
令和 7 年 6 月 11 日	判決確定

イ 控訴審判決が認定した警視庁による違法捜査の概要

(ア) 警察官による本件各逮捕の違法性

本件各逮捕について、以下の点に関し、合理性が欠如していることが客観的に明白であり、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を免れないこと（国賠控訴審判決 9 5 頁）。

- ① 公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定に関する捜査について、従業員等から、「温度が上がらない箇所がある」旨の供述を得ていたのにこれを黙殺する等、通常要求される捜査を実施しなかったこと。
- ② 外為法令上、規定されている「殺菌」の解釈について、条約で定められた解釈に従って解釈するのが合理的であるのに、捜査機関解釈を前提として、これに対して十分な批判検討せずに逮捕に踏み切ったこと。

(イ) 警察官による取調べ及び弁解録取の違法性

警察官による C 氏に対する取調べ等について、以下の点において国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を免れないこと（国賠控訴審判決 1 0 4 頁、1 1 2 頁）。

- ① 取調べの対象者に対して「殺菌」の解釈をあえて誤解させて偽計的な説明をしたこと。明確に理由を付して犯罪の故意を否認する趣旨の供述を行っていた C 氏の供述について、その重要な弁解を封じて調書に記載せず、犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導し、もって C 氏の自由な意思決定を阻害したこと。
- ② 弁解録取書を作成するに当たり、対象者の指摘に沿った修正を行ったかのように装って、実際には発言していない内容を記載した弁解録取書を作成して、署名指印させ、もって C 氏の自由な意思決定を阻害したこと。

ウ 当時の捜査員 3 名について故意・重過失が認められること

(ア) 公安部の組織体制、捜査編成等

警視庁公安部外事第一課（以下、単に「公安部」という。）は、法人 A 事件の捜査を担当していたが、当時、同課は E 課長を筆頭に、その下に管理官として F 警視がおり、さらにその下に各係長、係員が続く階級構造となっていた。

F 警視（当時）は、同課の管理官として、法人 A 事件の捜査を指揮しており、捜査方針を決定し、捜査内容・進捗等について捜査員から逐一報告を受ける立場にあった。G 警部（当時）は、同課の第五係長として、法人 A 事件の捜査を

指揮しており、捜査方針を決定し、捜査内容・進捗等について、捜査員から逐一報告を受ける立場にあった。H警部補（当時）は、同課第五係の係員として、C氏に対する取調べを担当していた。

（イ）捜査員３名について、故意・重過失が認められること

a 控訴審判決が認定した事実及び捜査員３名の故意・重過失

（a）本件各逮捕について

i 最低温箇所の特定に関する捜査についての控訴審判決の認定

公安部は、法人Aの従業員等５０名以上を取り調べた結果、平成３０年１２月１４日の任意取調べにおいて、温度が上がらないと考えられる具体的な箇所を聴取し、また、同月２５日の任意取調べにおいても温まりにくい箇所について言及していた者も存在した。さらに、公安部は、平成３１年１月２８日頃の任意取調べにおいても、本件各噴霧乾燥器を設計した亡D氏による温度が上がりにくい具体的な箇所を挙げ、完全な殺菌はできないなどとの供述を録取していた。

そして、取調状況は捜査会議等により報告されており、D氏の取調べを担当していたI警部補は当該取調状況に関して、捜査を指揮していたG警部にも報告していた。

加えて、公安部は、法人Aの従業員から最低温箇所に関する聴取を実施する以前に一般的な噴霧乾燥器の図面を示した上、理論上の推測として最低温箇所に関する供述を録取したものにすぎなかった。

それゆえ、法人Aの従業員等から具体的に最低温箇所に関する供述を録取した以降、逮捕に至るまでの間に上記各供述において指摘された温度が上がらない箇所について、それが最低温箇所に当たらないのか否かを確認するための追加捜査を行う必要があった（国賠控訴審判決７０～７５頁）。

ii 捜査機関解釈を前提に各逮捕に踏み切ったことの合理性についての控訴審判決の認定

行政機関である経産省の省令・通達を含む見解は、法令の解釈について最終的な権限を有することはない。また、刑事事件である以上、罪刑法定主義に照らし、刑罰法規として見る限りその規定の効力に疑義が生じかねないから、法令の規定が不明確である場合には合理的に縮小解釈

を行うべきである。

公安部は、立件のために法令を所管する経産省と打合せを行っていたが、この打合せが進むにつれて、公安部内で「滅菌」の立証が困難であるとの判断に至り、「殺菌」の立証を行うように捜査方針を固めていく中、捜査機関解釈が形成されていった。経産省は、捜査機関解釈について、平成29年10月6日から平成30年2月2日までの打合せにおいて、本件省令に不備があり、本件省令が制定される契機となった条約（AG合意）の規定に照らしても本件各噴霧乾燥器が、本件要件ハに該当することに対して肯定的な見解を示すことができない旨、公安部に明確に伝えていた。しかし、一転して平成30年2月8日及び同月27日の打合せにおいて、経産省の担当官が、公安部による法人Aの強制捜査に着手することを容認する趣旨の見解を述べ、法人A製の噴霧乾燥器の本件要件該当性について肯定的な見解を出す方向で検討する姿勢を示すに至ったが、わずか6日間程度の際に、経産省が捜査機関解釈について、肯定的見解を出す方向で検討する姿勢を示すに至った理由は明らかではない。

このような法令を所管する経産省との打合せの経緯に照らしても、公安部は、本件各逮捕に至るまでの間に捜査機関解釈を再考すべきであったが、これを行うことなく本件各逮捕に踏み切った点に基本的な問題があったというべきである（国賠控訴審判決75～95頁）。

iii F警視、G警部に故意または重過失が認められること

F警視及びG警部は、前記のとおり、法人A事件の捜査を指揮しており、捜査方針を決定し、捜査内容・進捗等について捜査員から逐一報告を受ける立場にあったから、当然法人Aの従業員による最低温箇所に関する具体的な供述について、把握していたことは明らかである。このような供述を把握し、最低温箇所について、公安部が獲得した供述が理論上の推測の域を出ない証拠であることを認識しながら、法人A製の各噴霧乾燥器の客観的性能に関する立証に不利な証拠を黙殺し、各捜査員を指揮することなく、通常要求される捜査を行わなかった。

さらに、F警視及びG警部の立場からすれば、本件各噴霧乾燥器が本件省令に該当する性能を有するとの結論を導くために、「殺菌」の解釈について、そもそも合理的に縮小して解釈すべきであり、また、経産省か

らは当初捜査機関解釈に関し肯定的見解を示すことに対して難色を示されていたにもかかわらず、捜査機関解釈の合理性を再考せず各捜査員を指揮して、本件各逮捕を実行した。

以上のとおり、F警視及びG警部は、法人A事件の捜査を指揮して違法な本件各逮捕を行い、故意に（少なくとも故意に比肩すべき重大な過失により）法人Aほか5名に対し、損害を与えたというべきである。

(b) C氏に対する取調べ及び弁解録取手続について

i 任意取調べについての控訴審判決の認定

H警部補は、C氏に対する一連の任意取調べにおいて、「殺菌」の解釈について、捜査機関解釈をC氏に示すことなく、熱風によって装置内部の細菌が一部でも死滅すれば「殺菌」に当たると誤解させた上で、熱風で菌を殺菌できることは業界の常識でそのことは当然わかっていたのに、亡D氏の身勝手な該非判定の下、法人Aにおいて非該当等と判断しC氏においてもこれに賛同したなどと本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けた。

このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる本件要件ハの解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否認する趣旨を述べていたC氏の供述について、その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導したものであり、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を明らかに逸脱したものと認められ、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を免れない（国賠控訴審判決95頁～106頁）。

ii 弁解録取手続についての控訴審判決の認定

H警部補は、C氏の弁解録取書を作成するに当たり、C氏の指摘に沿った修正をしたかのように装い、実際にはC氏が発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、C氏に署名指印させた。

このようなH警部補の行動は、偽計的な方法を用いて、C氏が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印をさせるものであり、C氏の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による弁解録取手続をしたもの

といわざるを得ず、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を免れない
(国賠控訴審判決 1 0 6 頁～1 1 2 頁)。

iii F 警視、G 警部及び H 警部補に故意または重過失が認められること

(i) H 警部補

H 警部補による、C 氏に対する任意取調べ及び弁解録取手続は、前記のとおり違法であって、いずれも捜査機関側の見立てに沿った供述を引き出すため実行されたものであり、H 警部補に故意があったといふべきである。

なお、国賠控訴審判決では直接言及されていないが、H 警部補の任意取調べについては、聴取を受けた有識者 (J 教授 (国賠訴訟甲 1 5 9 号証)、K 教授 (同甲 1 6 8 号証)、L 教授 (同甲 1 6 9 号証)) の 3 名全員が、意に反した内容の聴取結果報告書や供述調書が作成された旨を述べている。このことは、H 警部補が、捜査機関側の見立てに沿った証拠を作り出すために、偽計を用いた取調べを行っていたことを物語るものである。

(ii) F 警視及び G 警部

F 警視及び G 警部は、いずれも捜査方針を定め、捜査を指揮する立場にあり、C 氏の任意取調べ及び弁解録取手続についても H 警部補にこれを指示して行わせ、また、F 警視及び G 警部は、捜査メモを含め C 氏の取調べ状況について、H 警部補から逐一報告を受けていた。

なお、一連の取調べ状況によると、C 氏は「殺菌」の解釈について十分な知識を有しておらず、C 氏が、本件各噴霧乾燥器が「殺菌」可能な性能を有していたかを認識していないことが強く窺われ、また、そのことを F 警視及び G 警部は認識していた。

そもそも、「殺菌」の意味合いは極めて曖昧であり、一般的な見解は存在しないことからすると、少なくとも、本件各噴霧乾燥器の性能が捜査機関解釈を満たすことに関し、C 氏が認識し、故意があったといふことを裏付けるためには、C 氏に対する取調べ等に際し、捜査機関解釈を示すことが必要不可欠であった。故意は犯罪の成立要件であり、C 氏に対する取調べにおいても C 氏の主観面 (故意及び共謀の有無) が主眼とされ、本件要件ハのうち、「殺菌」に関する解釈に一般的見解

がないことを踏まえれば、C氏において概括的に「殺菌できる」などと認識している旨の供述のみでは、故意の立証上、不十分であることは明白であり、そのことをF警視及びG警部は認識していた。そのため、H警部補に対して、捜査機関解釈を示して故意に関する供述を録取するよう、指示する必要があった。もっとも、この点、H警部補が、C氏に対する取調べに際して捜査機関解釈を示したことは無く、F警視及びG警部がH警部補に対して、C氏の取調べにおいて、捜査機関解釈を示して故意に関する供述を録取するよう指示していたなどということも全く無かった。

加えて、一審の証拠調べにおいて、M警部補（当時）は、菌が少しでも、一部でも死んだら「殺菌」に当たるとの解釈を法人Aの社員に説明し、供述を引き出すよう捜査幹部から指示があったなど一貫して供述していることからすれば、捜査幹部であるF警視及びG警部が、H警部補に対して、C氏の取調べ等の際に、捜査機関解釈とは異なり、前記のような解釈（「菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」との解釈。）を示すよう、指示していたというべきである。

仮に明示的に指示していなかったとしても、F警視及びG警部は法人A事件の捜査全般を指揮し、取調べ状況の報告を逐一受け、捜査方針を決定する立場にあったから、取調べにおいて捜査員が誤った解釈を従業員に当て、供述を引き出すよう誘導していたことを認識していた。F警視及びG警部は、このような違法不当な取調べの状況を認識しつつ容認していたというべきである（M警部補・19頁、同35頁ないし37頁）。

以上のとおり、F警視及びG警部は、故意に（少なくとも故意に比肩すべき重大な過失により）違法に法人Aほか5名に対し、損害を与えたというべきである。

（ウ）小括

したがって、F警視、G警部及びH警部補（以下、「捜査員3名」という。）は、故意または重大な過失により、法人Aに損害を与えたというべきであるから、東京都は捜査員3名に対して国家賠償法1条2項の規定に基づき求償権（以下、「本求償権」という。）を有することは明らかである。

エ 違法不当と考える理由、請求する措置の内容等

以上のとおり、東京都は、捜査員 3 名に対して本求償権を有していることは明らかである。

普通公共団体の長は、債権について、その督促等の必要な措置を取らなければならない、担保が付されていない債権や債務名義のない債権については、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法第 240 条第 1 項、同法施行令 171 条の 2 第 3 号）。

しかし、東京都は、本求償権に関し、訴訟手続による履行請求等の必要な措置を一切講じていない。それゆえ、かかる不作為は、地方自治法第 242 条第 1 項が規定する「怠る事実」に当たる。

よって、請求人は、東京都に対し、速やかに当時の捜査員 3 名に対し、訴訟を提起し、本件求償権を行使するよう求める。

（２）事実証明書

ア 判決書（国賠控訴審）

イ 令和 5 年 6 月 30 日付尋問調書（M 警部補）

ウ 令和 5 年 12 月 28 日朝日新聞朝刊抜粋

エ 令和 6 年 2 月 14 日毎日新聞朝刊 1 面

オ 令和 7 年 8 月 7 日付警視庁作成『国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について』

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することとした。

5 監査執行上の除斥等

茂垣之雄監査委員は、法第 199 条の 2 の規定による除斥事由に該当するとは解されないが、警視庁勤務の経歴を有する本人の申出に基づき、監査委員の合議にて、監査実施以後の審議については回避する（参加しない）こととした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

国家賠償請求訴訟判決に伴う賠償金支出について、違法捜査を行った捜査員 3 名に対し、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 2 項に基づく求償権を有しているかを監査対象とした。

2 監査対象局

警視庁を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、令和 7 年 12 月 16 日に、監査委員は、請求人及び監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第 242 条第 8 項の規定に基づき両者を立ち会わせた。

4 監査の終了日

令和 8 年 1 月 15 日

第 3 監査の結果

1 前提事実

(1) 法人A事件の経過

ア 法人Aによる噴霧乾燥器の輸出

(ア) 噴霧乾燥器（スプレードライヤー）とは、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させ粉末を得る装置であり、インスタント食品・飲料の粉末、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料等の食品や日用品の生産等に利用されている。

(イ) 法人Aは、日本における噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、国内及び海外（東アジア、東南アジア、ヨーロッパ及び米国）の企業に多くの噴霧乾燥器を納入している。

(ウ) 法人Aは、平成28年6月2日、その製造に係る噴霧乾燥器（RL-5型）を、中華人民共和国に向けて輸出した（以下、当該輸出に係る捜査対象となった事案を「第1事件」という。）。

(エ) 法人Aは、平成30年2月21日、その製造に係る噴霧乾燥器（L-8i型。以下、噴霧乾燥器（RL-5型）と併せて「本件各噴霧乾燥器」という。）を、大韓民国に向けて輸出した（以下、当該輸出に係る捜査対象となった事案を「第2事件」といい、第1事件と併せて「本件各事件」という。）。

(オ) 本件各噴霧乾燥器は、いずれも輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「本件省令」という。）第2条の2第2項第5号の2に定める要件（以下「本件要件」という。）イ及びロを満たしている。

法人Aは、本件各噴霧乾燥器についていずれも本件要件ハ（定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの）を満たしていないため、規制対象貨物に該当しないとして、輸出に際し、経済産業大臣の許可を受けなかった。

イ 捜査機関による本件要件ハの解釈

(ア) 警視庁公安部外事第一課（以下、単に「公安部」ともいう。）は、平成29年5月頃、本件噴霧乾燥器（RL-5型）を輸出した法人Aの行為は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第1項、第69条の6第2項第2号に違反している可能性があるとして、捜査

を開始した（以下、本件各事件に係る捜査を「本件捜査」という。）。

（イ）公安部は、本件要件ハにいう「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした上で、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させることができればこれに該当するとした。その上で、本件省令第2条の2第1項第2号に列挙されている細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈（本件要件ハ捜査機関解釈）をした。

（ウ）公安部は、この解釈を前提とした上で、①大腸菌は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの実験結果等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた。

ウ 本件各事件についての逮捕及び公訴提起等

（ア）法人A等に対する搜索差押え

公安部は、平成30年10月3日、外為法違反の被疑事実により法人A及びB氏の自宅等を搜索し、パソコン、書類（開発・設計に関する書類、受注・輸出等に関する書類、社内の議事録等の書類）、サーバーコンピュータなどを押収した。

（イ）任意取調べ

公安部は、平成30年12月11日以降、法人Aの関係者に対して任意での取調べを求め、これに対し、B氏、C氏及びD氏（以下、この3名を併せて「B氏ら3名」ということがある。）のほか、法人Aの従業員を含む関係者50名余りが任意取調べに応じた。取調べ回数は、B氏が40回、C氏が39回、D氏が18回であり、法人Aの関係者に対するものを合わせると合計で291回に及んだ。

（ウ）第1事件についての逮捕及び公訴提起

公安部は、令和2年3月11日、B氏ら3名を第1事件に係る外為法違反の被疑事実で通常逮捕した（以下、第1事件に係る逮捕を「第1事件逮捕」とい

う。)

東京地方検察庁所属の検察官は、同月 31 日、第 1 事件につき、外為法違反の事実で法人 A 及び B 氏ら 3 名を公訴提起した。

(エ) 第 2 事件についての逮捕及び公訴提起

公安部は、令和 2 年 5 月 26 日、B 氏ら 3 名を第 2 事件に係る外為法違反等の被疑事実で通常逮捕した（以下、第 1 事件逮捕と併せて「本件各逮捕」という。)

検察官は、同月 15 日、第 2 事件につき、法人 A 及び B 氏ら 3 名を追起訴した。

エ 公訴棄却に至る状況

(ア) 東京地方裁判所は、第 1 事件につき令和 2 年 4 月 27 日に、第 2 事件につき同年 6 月 23 日に、それぞれ公判前整理手続に付する決定をした。

(イ) 東京地方裁判所は、検察官及び弁護人との間で、令和 2 年 10 月 5 日から令和 3 年 5 月 28 日までの間に、本件各事件に関して 8 回の打合期日を開き、同年 7 月及び 8 月中に証人尋問を行うための公判期日を取り決めるとともに、同年 6 月 23 日を公判前整理手続期日として指定した。

(ウ) 上記公判前整理手続を担当した東京地方検察庁所属の検察官は、令和 2 年 5 月 18 日以降、東京地方裁判所に対し、本件各事件の公訴事実につき証拠により証明しようとする事実関係について、少なくとも 4 通の証明予定事実記載書を提出した。同各記載書には、検察官の主張する犯行に至る経緯及び犯行状況等のほか、①本件省令の定める規制要件の解釈は昭和 62 年 11 月 6 日輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号に定められているとおりであり、②本件各噴霧乾燥器内部は乾熱（空焚き状態）による方法を用いて腸管出血性大腸菌 O157 等を「殺菌」することができるという細菌の耐熱性実験結果及び本件各噴霧乾燥器内部の温度測定実験結果が得られていることなどから、本件要件ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当し、③犯行に至る経緯及び社内資料等によれば B 氏ら 3 名には本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する認識があったことなどが記載されていた。

(エ) 他方、法人 A 及び B 氏ら 3 名の弁護人は、公判前整理手続において、令和 2 年 8 月 14 日以降、東京地方裁判所に対し、少なくとも 7 通の予定主張記載書面を提出した。同各記載書面には、①本件省令の定める規制要件についての本

件要件ハ捜査機関解釈は、本件省令にいう「殺菌」の意味について誤った理解を前提にしたものであり、乾熱による方法で特定の細菌を死滅させたとの実験結果をもって本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすとはいえないこと、②法人Aにおいて乾熱による方法で温度測定実験を実施したところ、本件各噴霧乾燥器内部には50℃に達しない箇所が複数存在し、特定の細菌（大腸菌）を死滅させることができないことが明らかになったから、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハ該当性を満たさないこと、③法人A及びB氏ら3名には本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象物件に該当するとの認識がなかったことなどが記載されていた。また、弁護人は、上記②に関し、本件噴霧乾燥器（RL-5型）の令和2年10月19日付温度測定結果報告書のほか、本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が特に温度の上がない箇所であることを示す複数の温度測定結果報告書を提出した。

- (オ) 本件各事件の公判担当であった検察官は、令和3年6月18日及び同月21日、東京地方裁判所に対して進行に関する上申書を提出し、今後弁護人の証拠開示請求への対応等を検討する必要性があるほか、弁護人から提出された温度測定結果報告書を受けて本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に関する立証方針の再検討や再実験に時間を要すること、本件要件ハの解釈についての争点整理が十分に尽くされていないため、現状で公判前整理手続を終結して証拠調べを開始するのは相当ではないことから、従前の打合期日で取り決めた公判期日を2か月程度延期するよう求めた。
- (カ) 令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所、検察官及び弁護人の間で、同年8月3日午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすることが確認され、さらに、検察官は同年7月中に主張関連証拠開示請求の対象となっている証拠について任意開示を行う予定であることを明らかにした。
- (キ) 検察官は、令和3年7月30日、東京地方裁判所に対し、本件各噴霧乾燥器が規制対象貨物であることの立証が困難と判断された旨の理由を示した上で、本件各事件について公訴取消し（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第257条）を申し立てた。
- (ク) 東京地方裁判所は、令和3年8月2日、本件各事件について公訴棄却決定をし、予定されていた公判期日を取り消した。

(2) 国家賠償請求訴訟の経過

ア 第一審

(ア) 法人A、B氏、C氏及びD氏の妻子は、令和3年9月8日、法人A事件に関する警視庁所属の警察官によるB氏、C氏及びD氏の逮捕並びにC氏の取調べ等が違法なものであると主張して、都及び国を被告として、国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。

(イ) 東京地方裁判所は、令和5年12月27日、原告らの請求を一部認容し、都及び国に対して約1億6200万円の支払を命じた。

イ 控訴審

(ア) 原告及び被告は、令和6年1月10日、それぞれの敗訴部分について不服として控訴した。

(イ) 東京高等裁判所は、令和7年5月28日、原判決を変更し、都及び国に対して1億6600万5356円の支払を命じ、都及び国の控訴（法人Aに対する控訴を除く。）をいずれも棄却し、法人Aの控訴を棄却した（以下、上記判決を「本件高裁判決」という。）。

(ウ) 同判決後、当事者双方とも上告等しなかったことから、令和7年6月11日、判決が確定した。

(3) 賠償金支払の経過

ア 都は、上記判決が確定したことを受け、令和7年6月19日、法人A、B氏、C氏及びD氏の妻子に対して、遅延損害金を含む損害賠償金1億8454万4419円を支払った。

イ 都は、国と協議した結果、連帯債務の負担割合を5割と決定した。そのため、連帯分の総額に振込手数料を加えた金額を按分し、国に対して8998万1932円の求償を求め、令和7年7月14日に納入を受けた。

2 監査対象局の説明

令和7年12月16日に行った監査対象局職員の陳述の内容は、次のとおりであった。

(1) 総論

本件捜査については、検証報告書「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」(令和7年8月7日警視庁。以下「検証報告書」という。)

において述べたとおり、当時、公安部において組織的な捜査指揮がなされなかったことで捜査の基本を欠き、その結果、控訴審判決において違法であるとされた捜査を行ったことを真摯に反省している（検証報告書 37 頁）。

その上で、本件捜査に関する控訴審判決で指摘された事項及び検証の結果を踏まえ、関連する刑事告発の捜査状況等も注視しつつ、求償権の行使の当否について必要な検討をしてきたところ、令和 7 年 11 月 14 日付東京都職員措置請求書による請求の内容について、現時点における警視庁としての見解は以下のとおりであるが、監査には真摯に対応する考えである。

なお、請求対象職員については、「管理官」、「係長」及び「主任」として、外事第一課当時の肩書きで記載している。

（２）本件各逮捕に至る捜査指揮について

本件検証の結果、本件各逮捕に至る管理官及び係長の捜査指揮については、故意によって違法に他人に損害を与えたとは認められないが、それぞれ期待される職責に照らして十分ではなく、不適切であったと認められ、その意味において一定の過失があったと考えている（検証報告書 21～24 頁参照）。

この点、国賠法上の求償権行使の前提となる「重大な過失」については、判例によれば、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」を指すとされている（失火責任法に関する判例）が、重過失と軽過失との間に質的な相違は存在せず、量的な相違があるにすぎないから、その区別を理論的に明らかにすることは困難であると解されている。

本件捜査においては、捜査機関解釈に対し経済産業省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を考慮することなく捜査を進めたこと及び温度測定実験に関する消極要素の精査の不徹底（検証報告書 9～16 頁）が認められたが、過失の程度の評価に当たっては、法令解釈に関して経済産業省と協議を重ねその見解を踏まえつつ捜査を進めていた事実や、逮捕前に多数の会社従業員から聴取するなど一定の裏付け捜査を行っていた事実を考慮する必要がある。また、本件のような特殊かつ高度に専門的な事件においては、膨大な捜査事項を多数の捜査員において分担し、収集した証拠資料を総合的に分析・評価した上で、組織として順次方針を決しながら捜査を進めていくものである。本件は、重要な事件として公安部長指揮事件に指

定されていたが、公安部長をはじめとする公安部の捜査指揮系統の機能不全によって、公安部において組織として捜査の基本に欠けるところがあり、関係者を逮捕したことが国賠法上違法であるとされる結果となったものであって（検証報告書26～27頁）、本件捜査の各段階における判断は、管理官及び係長兩名のみによるものでなかったことも考慮する必要がある。

警視庁としては、こうしたことを考慮した上で、上述のとおり、重過失と軽過失との間には量的な相違があるに過ぎず、その区別を理論的に明らかにすることは困難と解されていることを踏まえると、管理官及び係長において、直ちに重大な過失があったとまでは言いがたい面もあるのではないかと考えている。

（３）取調べ及び弁解録取について

外事第一課主任による取調べ及び弁解録取における違法については、同主任本人は、一連の訴訟の過程から一貫して偽計や誘導といった故意による行為であったことを否定しているが、控訴審判決で指摘された事項及び検証の結果（検証報告書27～28頁）を踏まえ、重大な過失があったとして、同主任に対して求償権を行使することを検討している。

他方、同主任による取調べ等の違法に関し、管理官及び係長において、同主任に対して取調べ等の適正確保に関する指導を怠っていたものと認められる（検証報告書24頁）が、このことが重大な過失に当たるとまではいえないと考えている。

（４）その他の考慮事項

本件において求償権を行使することとした場合において、その求償額については具体的な算定方法を見出すことが困難であるところ、本件捜査は、組織として職員らを外事第一課に所属させ、任務付与をした上で行われたことも考慮して慎重に判断する必要があると考える。

３ 判断

（１）本件監査における主要な論点

本件請求において請求人は、都が、国家賠償請求訴訟判決に伴う賠償金支出について、違法捜査を行った捜査員に対して求償権を有するにもかかわらず必要な措置を講じないことは、怠る事実にあたるため、当該捜査員に対し求償権を行使することを求めるものと解される。

国家賠償法第1条第2項に基づく求償権は、国又は公共団体の公権力の行使に当

たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたことにより、国又は公共団体が同条第1項に基づく賠償責任を負った場合において、当該公務員に故意又は重過失があったときに、同賠償責任に基づき支払った損害賠償金につき、当該公務員に対して取得するものである。ここでいう故意とは、権利侵害という結果の発生又はその可能性を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすることをいう（令和5年7月24日東京地方裁判所判決）ものと解し、重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す（昭和32年7月9日最高裁判所判決）ものと解するのが相当である。

本件監査における主要な論点は、①外為法違反を理由として逮捕を行ったことについてF警視及びG警部に重過失があったか、②C氏に対する違法な取調べ及び弁解録取についてH警部補に故意があったか並びにF警視及びG警部に重過失があったかの2点である。

（2）認定事実

ア 関係法令等の定め

（ア）犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）（抄）

a 第4条（合理捜査）第2項

捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。

b 第5条（総合捜査）

捜査を行うに当たっては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。

c 第7条（公訴、公判への配慮）

捜査は、それが刑事手続の一環であることにかんがみ、公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて、行わなければならない。

d 第8条（規律と協力）

捜査を行うに当たっては、自己の能力を過信して独断に陥ることなく、上司から命ぜられた事項を忠実に実行し、常に警察規律を正しくし、協力一致して事案に臨まなければならない。

e 第19条（捜査指揮）第2項

警察本部長（本件各事件においては、公安部長となる。以下同じ。）が直接指揮すべき事件および事項ならびに指揮の方法その他事件指揮簿の様式等は、警察本部長の定めるところによる。

f 第20条（捜査主任官）第2項

捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。
- 二 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- 三 第3章第5節（捜査方針）の規定により捜査方針を立てること。
- 四 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。
- 五 前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方法により、被疑者の取調べの状況を把握すること。
- 七 被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行並びに被疑者の逃亡及び自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。

g 第21条（捜査員）

警察官は、上司の命を受け、犯罪の捜査に従事する。

h 第96条（捜査方針の樹立）第2項

捜査方針は、現場における捜査等により収集した有形無形の捜査資料、平素収集しておいた基礎資料等すべての資料を総合的に検討し、合理的に判断して、立てなければならない。

i 第98条（捜査会議）

捜査方針を立て、またはこれに検討を加えるため必要があると認められるときは、随時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くように努めなければならない。

j 第118条（逮捕権運用の慎重適正）

逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。

k 第119条（通常逮捕状の請求等）第2項

通常逮捕状の請求をするに当たっては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

l 第137条（令状の請求）第2項

令状を請求するに当たっては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

m 第166条（取調べの心構え）

取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならない。

n 第167条（取調べにおける留意事項）第3項

取調べに当たっては、冷静を保ち、感情にはしることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするように努めなければならない。

o 第168条（任意性の確保）第2項

取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

（イ）警視庁本部処務規程（昭和47年訓令甲第5号）（抄）

a 第4条（課長等）第2項

管理官は、所属部長又は参事官若しくは理事官の命を受け、担当事務の調査、企画及び立案等に従事し、並びに関係事務を整理する。

b 第5条（課長代理等）

課長代理等は、課長等又は管理官の命を受け、課等の事務を分担掌理し、部下の職員を指揮監督する。

c 第8条（係長等）

係長等は、上司の命を受け、係等の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督

する。

d 第9条（その他の職員）

前6条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、係等の事務のうち担当事務を処理する。

イ 国家賠償請求訴訟において東京高等裁判所が認定した事実について

本件請求は、本件高裁判決が確定したことにより、都が支払った賠償金に関する捜査員への求償を求めるものであるから、本判断においては、当該判決において東京高等裁判所が認定した事実を前提とし、同様の事実認定を行うものとする。

ウ 本判断における認定事実について

本件高裁判決において東京高等裁判所が認定した事実及び監査で確認した事実を踏まえ、本判断においては以下の事実を認定する。

（ア）F警視は、平成29年9月から令和3年9月まで外事第一課に所属していた。

第五係長（G警部）の直属の上司であるF警視は、外事第一課長の指揮監督の下、同課長の命を受け、第五係長以下本件捜査に従事する捜査員を指揮監督し、捜査班の運営を管理する立場にあった。当時、F警視は、管理官及び課長代理として第五係のみを担当しており、G警部とともに日々現場での捜査指揮に当たっていた。

（イ）G警部は、平成27年3月から令和2年9月まで外事第一課第五係に所属していた。法人A事件においては、公安部長指揮事件に指定された際に、第五係長であるG警部が捜査主任官に指名され、捜査班の中核として、指名された事件の現場捜査指揮の第一次的な責任を負い、捜査が適正かつ能率的に行われることを確保する役割を担っていた。当時、G警部は、F警視とともに捜査を指揮していた。

（ウ）外事第一課第五係は事件捜査を担当する係であり、基本的には事件検挙をすることで実績が評価されるところ、不正輸出事件は検挙すれば社会的反響も大きいことから、F警視及びG警部は事件検挙を第一の目標として第五係の業務運営に当たっていた。

（エ）H警部補は、平成29年4月から令和3年2月まで外事第一課第五係に所属していた。H警部補は、他部門で豊富な捜査経験を有しており、上司であるF警視やG警部から「求めているものを、取調べでも、聴取でも、しっかりと押さえてきてくれていた」「頼りになる存在」などと評される人物だった。

(オ) 捜査班では、時期によっては捜査会議が毎朝開催されていたが、捜査員の報告に対してF警視及びG警部がコメントするだけの場になっていた。

(カ) 取調べを担当した警察官（以下「取調官」という。）は、当該取調べにおいては供述調書の作成の有無にかかわらず、供述内容等に関するメモ（以下「取調べメモ」という。）を作成しており、その写しが本件捜査を担当した警察官らに配布されて共有されていたほか、捜査会議の場においても、取調状況や聴取内容についての報告が行われていた。

(キ) F警視及びG警部は、噴霧乾燥器（RL-5型）の熱風の排気口が110℃に達していれば、器内中の温度も110℃に達するものと想定し、平成29年9月から同年12月にかけて温度測定実験を3回行い、排気口の温度が110℃に達することを確認した。

(ク) 公安部は、下記（ケ）の経済産業省（以下「経産省」という。）との打合せを進めるうち、本件要件ハの「滅菌」については、日本薬局方により滅菌条件が定められているところ、公安部の提示した資料では、「滅菌」をすることができるとの立証は困難であると判断するに至った。平成30年1月頃には、「殺菌」については、明確な定義がないところ、G警部らが「殺菌」の意義に係る解釈を検討し、平成30年1月5日付けの捜査報告書において、「殺菌」の定義について定めていることが確認できた。この頃、捜査機関解釈が形成されていった。

(ケ) 公安部は、平成29年10月6日から平成30年2月27日までの間、合計13回にわたり、経産省の貿易管理課の担当官らとの間で打合せを行った。そのうち、F警視は2回、G警部は3回出席している。

平成30年2月2日までの打合せでは経産省は一貫して否定的であったが、同月8日の打合せではF警視とG警部のほか警察官1名が参加した。経産省は、搜索差押えの限度で容認すること等の見解を示した。

なお、2月8日に経産省が搜索差押えを容認する姿勢に転じた理由は、本件高裁判決において「経産省の上記方針変更は、平成30年2月2日から8日までの短期間にされたものであるが、それまで担当者が指摘していた疑問点について具体的にどのような論拠によって疑問が解消されたかについて、上記打合せの経緯をみても明らかではない。」とされているが、この点本件監査においても明らかにならなかった。

(コ) 平成30年3月12日に、公安部は、法人Aの同業他社に対して一般的な噴

霧乾燥器の図面を示して噴霧乾燥器の最低温箇所についてヒアリングを行った結果、排気口後のほか、熱風が上昇する特性があることを考えると、バグフィルタ下部などが低温箇所になる可能性がある旨を聴取した。

(サ) 平成30年4月20日に、F警視及びG警部は、外事第一課長に対して、噴霧乾燥器（RL-5型）の新たな最低温箇所が判明したことや、同箇所に係る追加実験の結果をもって、経産省に照会することなどについて報告を行った。

(シ) F警視及びG警部は、平成30年3月から同年7月にかけて、バグフィルタ下部を測定箇所に含めて、噴霧乾燥器（RL-5型）の最低温箇所の特定に向けた温度測定実験を4回行い、バグフィルタ下部を最低温箇所として特定し、その温度が110℃に達したことを確認した。

(ス) 平成30年8月3日、外事第一課長名で経産省安全保障貿易管理課長宛てに噴霧乾燥器（RL-5型）が規制対象であるかについて、捜査関係事項照会が行われた。この照会には添付資料として、これまでの公安部の実験結果や有識者に聴取した結果などの捜査資料が添付されていた。

平成30年8月10日、経産省は、警視庁に対し、噴霧乾燥器（RL-5型）が添付資料の内容を前提とすれば当該輸出時点において、本件省令第2条の2第2項第5号の2に規定する規制対象貨物に該当すると思われる旨を回答した。

(セ) 公安部は、平成30年12月11日から法人Aの従業員50名余りに対して任意取調べを開始した。

法人Aの従業員であるN氏は、平成30年12月14日の取調べにおいて、公安部の示唆した乾熱殺菌について、これは難しいのではないかと、専用設計していなければ、噴霧乾燥器の構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、袋小路は温度が上がらないのではないかと、具体的には、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルタの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっており熱風が通り抜けず、排風口よりも温度は相当低くなるはずであり、長時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないのだとどのくらい上がるか分からないという供述をした。

法人Aのエンジニアリング部に所属する従業員であるO氏は、平成30年12月25日の取調べにおいて、法人Aの噴霧乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在し、測定口は袋小路になっているため熱風が流れないなどの理由

により温度が上がらないはずであり、法人A製の噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさないとする旨供述した。

その他、法人Aの従業員であるP氏は、平成30年12月25日の取調べにおいて、噴霧乾燥器の温度や圧力を測るパーツの部分は、風が通らず温まりにくいことに言及していた（結論としては、時間をかければ温まり殺菌できると思うという内容であった。）。

上記3名の供述内容については、供述調書は作成されなかったものの、取調べメモに記載されていた。

また、法人Aの元取締役で当時顧問であるD氏は、法人Aにおいて噴霧乾燥器の設計を担当していた経験を有していたところ、平成31年1月28日頃の取調べにおいて、噴霧乾燥器のマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないとの供述をしていた。ただし、D氏の同供述内容については、作成されたD氏の供述調書及び取調べメモには記載されなかった。

(ソ) G警部は、取調官からの報告又は取調べメモの共有を受けることによって、法人Aの従業員の一部の者が、法人A製の噴霧乾燥器内には熱風が行き渡らず温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述しているとの報告を受けた。M警部補は、そのような状況から、F警視やG警部に対し、追加の実験を行う方が相当ではないかとの意見具申をした。しかし、同人らは、温度が上がりにくい指摘された箇所につき改めて温度測定実験等を行う必要はないと判断し、追加の実験をしなかった。

(タ) 外事第一課長以上の幹部への報告について、報告文書はF警視又はG警部が作成した上で、外事第一課長に対してはF警視又はG警部が、公安部長等四役に対しては外事第一課長又はF警視が報告等をしていた。

しかし、捜査機関解釈に関する経産省との協議経過を踏まえた論点について、平成31年2月頃までは外事第一課長へ報告していたものの、後任の課長へ報告せず、公安部長等四役へは、平成29年12月15日に経産省との協議の途中経過を報告したことを除き、捜査上の消極要素を報告しなかった。

また、F警視及びG警部は、平成30年12月の任意取調べ開始から令和2年3月の逮捕に至るまでの間、外事第一課長及び公安部長等四役に対する報告文書において、温度が上がりにくくなる箇所がある旨を供述する従業員がいた

ことについて記載しなかった。

(チ) F警視及びG警部は、令和元年5月9日に実施した噴霧乾燥器(L-8 i型)の温度測定実験において、法人Aの従業員から温度が上がらないと指摘のあった測定口を測定箇所を含めなかった。

(ツ) 法人Aは、第1事件逮捕を受けて、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能に関する実験を実施することとし、令和2年3月28日から温度測定実験を開始し、同年4月及び5月に各数回ずつ実施した実験結果を経て、本件各噴霧乾燥器について乾燥室測定口が最低温箇所になる可能性が高いこと及びその温度が100℃にまで上がらないことを把握した。

(テ) C氏に対する任意取調べは、H警部補が担当し、平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間、合計39回行われた。

これらの取調べに係る供述調書には、①本件要件ハの該当性について、会社として規制に対する解釈を明確にすることなく、D氏の言い出した「定置した状態での滅菌又は殺菌」ができないという身勝手な該非判定の下、法人Aにおいて非該当にする方針が決定され自分も賛同したが、自分は、「噴霧乾燥器が発する熱風で菌を殺菌できることくらい」は業界の常識で当然分かっていたとするもの、②本件各噴霧乾燥器は、「乾熱により殺菌できるもの」として、本件要件ハ該当と判定しなければいけないところ、非該当で輸出したとするものがあるほか、③法人Aの噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができることを前提とする内容のものも複数作成されている。他方、C氏の供述調書には、本件要件ハの規定する「殺菌」の意味をC氏がどのように理解及び認識しているかについて、明確に供述したものは存在しない。

また、これらの取調べに係る取調べメモには、①「ハの要件該当性は、曝露防止の設計がされた、CIP(自動洗浄)機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な器機だと考えていた。」、「定置した状態で乾熱殺菌ができるという認識は一切なかったが、今日、該当すると分かったので、今後は輸出申請する」、②「私は、今も滅菌殺菌が意味することが分からないこともあって・・・」、「当時、SD [スプレードライヤー]の空焚きだけでの方法での殺菌という考えにはなかった。」、③「私は今でも、滅菌・殺菌の定義について、滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかない。」、④平成24年1月ないし2月の打合せの際にD氏が「殺菌では、菌が生き残っている可能性がある」と

発言したことについて、「私も殺菌も含めると規制が広範囲になってしまうと思った。」、⑤取調べを受けていたD氏から、『警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。解釈の内容は、かなり高度なことを言っている』旨のメールが来た。」とのC氏の発言のほか、H警部補が、規制対象について「高度な殺菌」という概念を使うC氏に対し、「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊することであり、それがイコール高度な殺菌とはならない旨説明したとのやり取り等が記載されている。他方、C氏の取調べメモにおいて、殺菌ができるとの発言等は確認できるものの、これらの発言にいう殺菌の意味するものは記載上明らかではなく、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌を全て死滅させることができるか否かについて発言した記載や、C氏が殺菌について捜査機関解釈の説明を受けるなどしたことを示す記載も存在せず、H警部補がC氏に対し、上記の説明をしたこと以上に「殺菌」の解釈を説明した旨の記載はない。

C氏は、取調べに際し、自分としては、C I P機能付きの噴霧乾燥器に限り規制要件に該当すると思っており、乾熱殺菌という発想は一切なかったとか、経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行う機関であるC I S T E C（一般財団法人安全保障貿易センター）発行の「輸出管理品目ガイダンス」に従って非該当と判断した旨供述した。しかし、H警部補は、経産省からは乾熱を含むあらゆる方法が考えられると示されており、法人Aでは該当非該当の明確な線引きがなかったのだから、C氏の上記説明は、客観的事実やC氏ないし法人Aの言動と矛盾しているなどとして、C氏の供述を受け付けず、あえて供述調書に記載することをしなかった。

(ト) 当時の取調べの方針としては、C氏の供述を軸に、B氏及びD氏との共謀関係を解明することとされており、各取調官にはG警部から、立件のために聴取して欲しい事項が細かく伝えられていた。

(ナ) H警部補は、令和2年3月11日、C氏を逮捕後、同人の弁解録取（刑事訴訟法第203条第1項。以下「本件弁解録取」という。）を行った。

H警部補は、本件弁解録取時、「B氏とD氏から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」（本件記載箇所）との記載がある本件弁解録取書1を事前に作成し、それをC氏に示した。

C氏は、H警部補に対し、本件記載箇所を削除し、「ガイダンスに従って、許

可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に修正するよう求めた。C氏の要請を受けたH警部補は、本件記載箇所を削除、修正することに同意し、パソコンのキーボードをたたいて編集しているような動作をし、C氏の要請どおり修正したように装った。H警部補は、本件記載箇所をC氏が要求した修正内容と異なり、社長らと共謀して無許可で輸出したという趣旨の内容に書き換え、その内容で作成した本件弁解録取書2を印刷した。H警部補は、本件弁解録取書2をC氏に示し、署名指印を求めた。C氏は、本件記載箇所に要請した修正が行われているかを確認することなく、本件弁解録取書2に署名指印した。C氏は、本件弁解録取書2に署名指印後、改めて本件弁解録取書2を確認したところ、修正を要請した本件記載箇所が、C氏の求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気付き、H警部補に強く抗議した。

H警部補は、C氏から抗議を受け、当初の文言から本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3を改めて作成した。C氏は、本件弁解録取書3に署名指印をした。

(二) 本件高裁判決における判示内容

捜査機関解釈について、本件高裁判決では次の内容が判示されている。

- a 上記捜査機関解釈がおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件各逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情であるというべきである。
- b 本件要件ハの解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課の部署からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提として逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があったものというべきである。
- c 本件捜査の端緒とされる平成29年3月頃から第1逮捕がされた令和2年3月まで約3年の長期間に及び、関係者の任意の取調べが開始された平成30年12月からみても約1年3か月を要しており、捜査方針を再考する機会は十分にあったと考えられる。

(ヌ) 検証報告書における記載内容

令和7年8月7日警視庁作成の検証報告書では、本来あるべき行動として次の内容が記載されている。

- a 法令解釈に関する議論を継続する中で、立件に向けて捜査を進めることの

適否について慎重な検討がなされるべきであった。

- b 捜査機関解釈は、公安部長指揮事件である本件において、外為法違反の成否を左右する重要不可欠な要素であったのであるから、その検討は、本件捜査の最高責任者である公安部長ら幹部が関与して行われるべきであった。
- c 温度測定実験に関する消極要素の精査が徹底されていないという問題点もあったことも踏まえて考えれば、捜査機関解釈を前提として本件で3人の方々を逮捕したことは、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。」とする逮捕権運用に関する基本的考え方に則っていなかったものと言わざるを得ない。
- d 弁解録取手続においては、捜査員が心得ておく基本事項として、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載しなければならないとされている。

(3) 論点①（外為法違反を理由とする逮捕について）

ア 捜査機関解釈に基づき逮捕を行ったことについてF警視及びG警部に重過失があったか

(ア) F警視及びG警部の職務上の立場

G警部は捜査主任官に指名されており、F警視は本件捜査に従事する捜査員を指揮監督し、捜査班の運営を管理する立場にあった。また、犯罪捜査規範において、捜査主任官は、捜査方針を立てること、捜査員に対し捜査の状況に関し報告を求めることとされている。捜査方針を立て、またはこれに検討を加えるため必要があると認められるときは、随時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くように努めなければならないとされている。

逮捕権運用に当たっては、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならないとされている。

令状又は逮捕状の請求に際しては、警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならないとされている。

このことからすると、F警視及びG警部は、公安部長の指揮を受けながら、適正に捜査を進めていく必要があった。

(イ) F警視及びG警部の行為態様

F 警視及びG 警部は平成30年2月2日までの経産省打合状況を把握しており、同省が捜査機関解釈に否定的であったことを認識していたと認められる。また、経産省が警視庁の捜索差押えを容認する姿勢を見せた平成30年2月8日の打合せでは、同省は、捜索差押えの限度で容認すること等の見解を示しており、F 警視とG 警部はこの打合せに参加しており、協議内容について了知していたものと認められる。平成30年8月10日の経産省からの捜査関係事項照会回答があった後の公安部長等四役報告資料（同年9月20日）では、経産省との協議経過の報告はなく、「同省から『本件貨物は規制に該当すると思われる』旨の回答を得た。」との結果のみが報告されており、経産省との協議経過や同省の回答が捜索差押えの限りのものであることについては報告されていなかった。

捜索差押え後、また、逮捕状の請求までの公安部長等四役に対する報告については、F 警視又はG 警部から経過が報告されているものの、経産省との協議経過や最低温箇所に関する関係者の供述といった消極要素については報告されていなかった。

このことにつき、G 警部は逮捕当時の外事第一課長については、積極的に同課長と事件の検討をしなかったと自ら述べている。

さらに、経産省との打合せの経過から、捜索差押えの限度での回答であったことを踏まえれば、捜索差押え後に同省と改めて再協議することも考えられるが、公安部が同省と再協議を行ったことも認められない。

これらのことについては、F 警視及びG 警部がその職責を怠っていたものと考えられ、警視庁も検証報告書において、適切な捜査がなされなかったことを認めているところである。

F 警視及びG 警部は、当初否定的であった経産省の見解が平成30年2月8日には捜索差押えの限度で容認する姿勢に転じたという同省との協議経過を把握していたにもかかわらず、当該経過やその趣旨を踏まえた検討を十分に行わないまま約2年後の令和2年3月11日に逮捕をするに至っている。この点は、課長代理及び捜査主任官として、捜査を慎重かつ適正に進めるべき職責に照らし、看過し難い問題があり、厳しい評価を免れない。

もっとも、本件高裁判決は、捜査機関解釈について「およそ不合理とまではいえない」と判示しており、当該解釈が、明白な誤りであったとまではいえない

い。また、経産省は、平成30年2月8日に捜索差押えの限度で本件捜査に一定の理解を示しており、さらに、同年8月10日には、添付資料の内容を前提とすれば、噴霧乾燥器（R L－5型）は規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答をしている。

これらの事情を踏まえると、輸出管理規制を所掌する経産省から規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答がされている当時の状況において、F警視及びG警部が、わずかな注意さえ払えば、捜査機関解釈を採用することが誤りであり、当該解釈を前提とした逮捕が違法となることをたやすく予見し、逮捕に至らない判断を採ることができたというに足りる客観的証拠は監査においても認められず、このように評価することは困難であるといわざるを得ない。

（ウ）小括

以上から、捜査機関解釈の合理性を再考することなく逮捕まで踏み切ったことについて、F警視及びG警部に重過失があったとまではいえない。

イ 最低温箇所の追加捜査不実施についてF警視及びG警部に重過失があったか

（ア）F警視及びG警部の職務上の立場

前記認定事実によると、犯罪捜査規範において、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構えとして、捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努め、捜査を合理的に進めること、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めること、自己の能力を過信して独断に陥ることなく、上司から命ぜられた事項を忠実に実行し、常に警察規律を正しくし、協力一致して事案に臨まなければならないことが定められている。特に、G警部については、犯罪捜査規範において、捜査主任官として、捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること、また、すべての資料を総合的に検討し、合理的に判断して、捜査方針を立てることが職務として定められており、F警視については、警視庁本部処務規程において、課長代理として、係の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督することとされている。この点、F警視は第五係のみを所管していたため、同係の捜査情報はF警視及びG警部に報告・集約される状態にあり、実質的な捜査指揮はF警視及びG警部が行っていたものと認められる。

また、前記認定事実によると、F警視及びG警部は、噴霧乾燥器（R L－5型）の最低温箇所は排気口であると考えた上で、平成29年9月から同年12月にかけて温度測定実験を3回行っていたものの、平成30年3月12日に法人Aの同業他社に対して一般的な噴霧乾燥器の図面を示してヒアリングを行った結果、排気口以外にもバグフィルタ下部などが低温箇所になる可能性がある旨を聴取したこと、F警視及びG警部は、当該聴取内容が事実だとした場合、バグフィルタ下部などの温度が110℃に達しなければ、捜査機関解釈による殺菌が可能と疎明できないと考え、外事第一課長と検討を行ったこと、同月から7月にかけて、バグフィルタ下部を測定箇所に含めて最低温箇所の特定に向けた温度測定実験を4回行い、バグフィルタ下部を最低温箇所として特定し、その温度が110℃に達したことを確認したことが認められる。

このように、F警視及びG警部は、最低温箇所の特定が犯罪構成要件該当性に関わる重要な点であることについて、捜査実務者として通常求められる認識を有していたといえる上に、平成30年3月から同年7月にかけて最低温箇所の特定に向けた実験を繰り返していたことからすると、捜査指揮を行う立場として、最低温箇所の特定に疑義が生じた場合にとるべき対応について正確に理解していたといえる。

（イ）F警視及びG警部の行為態様

前記認定事実によると、平成30年12月11日から開始した法人Aの従業員に対する任意取調べにおいて、同月14日にはN氏が、同月25日にはO氏及びP氏が、さらに平成31年1月頃にはD氏が、噴霧乾燥器内には袋小路になっていて熱風が行き渡らず温度が上がらない箇所がある旨を供述していることが認められる。当該供述を行った従業員等は自社製品である噴霧乾燥器の構造を詳しく把握している者であり、当該従業員等から指摘された箇所には、測定口など、それまでの温度測定実験では測定していない箇所が含まれていた。F警視及びG警部は、上記従業員等からの指摘について、取調官からの報告又は取調べメモの共有を受けることによって報告を受け、把握していたことが認められる。

また、上記（ア）のとおり、F警視及びG警部は平成30年12月の任意取調べ開始時点において最低温箇所の特定のために法人Aに対する聞き取りではなく、その同業他社に対する聞き取りしか行っていなかった上に、その聞き取

りも噴霧乾燥器（R L－5型）の図面を示したのではなく、一般的な噴霧乾燥器の図面を示して行ったにすぎないことが認められる。

このような当時の状況に加え、上記（ア）のとおりF警視及びG警部が有していた認識や理解からすれば、F警視及びG警部は、自社製品である噴霧乾燥器の構造に精通している法人Aの従業員等から、従来の温度測定実験では測定していなかった箇所について、温度が上がらない旨の供述がなされたことを把握した時点において、指摘のあった箇所について追加捜査を実施して温度測定実験をすれば温度が上がらない結果が出ることもあるいはその疑いがあること、温度が上がらないのであれば捜査機関解釈によると犯罪構成要件に該当しなくなり、逮捕を行う合理的根拠が客観的に欠如することを容易に予見できたといえる。さらに、上記法人Aの従業員等の供述が最低温箇所の特定という犯罪構成要件該当性に関わる重要な点であることからすると、F警視及びG警部は、上記法人Aの従業員等の供述について外事第一課長以上の幹部に報告し、捜査方針を修正すべきか指揮伺いをすれば、それが最低温箇所に当たらないかを確認するよう命ぜられることを容易に予見できたといえる。

それにもかかわらず、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から温度が上がらない箇所についての供述がなされたことを把握した時点において、関係者への聞き取りや再度の温度測定実験といった追加捜査を行わず、また、その供述を外事第一課長以上の幹部に報告をすることもなかった。

さらに、M警部補は、法人Aの従業員等から温度が上がらない箇所についての供述が見られる状況から、F警視及びG警部に対し、追加の実験を行う方が相当ではないかとの意見具申をしたが、F警視及びG警部は、温度が上がりにくいと指摘された箇所につき改めて温度測定実験等を行う必要はないと判断し、追加の実験をしなかったことが認められる。

また、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から指摘のなされた後の令和元年5月に噴霧乾燥器（L－8 i型）の実験をする機会があり、当該機器は噴霧乾燥器（R L－5型）と同様に、法人Aの従業員等から温度が上がらないと指摘のなされた測定口を有する構造であったにもかかわらず、当該実験の測定箇所として測定口を含めなかったことが認められる。

なお、F警視及びG警部において、これらの対応を行うことが困難だったという特段の事情も認められない。

以上によれば、F警視及びG警部は、法人Aの従業員等から温度が上がらない旨の供述がなされたことを把握した時点で、違法な逮捕に至る結果を容易に予見できたにもかかわらず、追加捜査や外事第一課長以上の幹部に対する報告を実施せず、M警部補からの意見具申に対して改めて温度測定実験等を行う必要はないと判断し、従前の捜査方針を漫然と維持し、法人Aの従業員等からの供述に基づく測定口等の追加測定を実施する機会があったのにその機会を活用しなかったのである。すなわち、F警視及びG警部は、通常要求される捜査を遂行しなかったものと認められる。

このようなF警視及びG警部の行為態様は、違法な逮捕という違法有害な結果を、わずかな注意を払えばたやすく予見することができたにもかかわらず、これを漫然と見すごしたものであり、課長代理又は捜査主任官の職責に照らし、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態にあったと評価するのが相当である。

(ウ) 小括

以上からすれば、F警視及びG警部は、最低温箇所の追加捜査を実施しないまま逮捕を行ったことについて重過失があったといえる。

ウ 論点①の小括

以上を踏まえると、F警視及びG警部は、外為法違反を理由とする本件各逮捕に際し、捜査機関解釈の合理性を再考しなかった点においては重過失が認められないものの、最低温箇所の追加捜査を実施しなかった点において重過失が認められる。したがって、外為法違反を理由とする逮捕について、F警視及びG警部には重過失があったといえる。

(4) 論点②（C氏に対する取調べ及び弁解録取について）

ア C氏に対する取調べ及び弁解録取についてH警部補に故意があったか

(ア) H警部補の職務上の立場

前記認定事実によると、犯罪捜査規範において、取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならないこと、冷静を保ち、感情にはしることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするように努めなければならないこと、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いては

ならないことが定められている。また、弁解録取手続について、捜査員が心得ておく基本事項として、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載しなければならないこととされている。

これらのことからすると、H警部補は、C氏に対する取調べ及び弁解録取を担当する捜査員として、上司であるF警視やG警部の命を受け、取調べにおいては、相手方の認識を客観証拠と照合しつつ丁寧に解明し、相手方が弁解を述べるのであれば、内容の合理性等を検討し、相手方との十分なやり取りを経て、供述調書を作成すること、弁解録取においては、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載することが職務上求められていた。

(イ) H警部補を取り巻く状況

前記認定事実によると、当時の取調べの方針として、F警視やG警部が事件検挙を第一の目標として立件に向け積極方向で捜査を進める中、C氏の供述を軸に、B氏及びD氏との共謀関係を解明することとされており、H警部補は、G警部から立件のために聴取して欲しい事項が伝えられているとともに頼りにされていた。当時のH警部補には、捜査機関側の見立てに沿った供述を得ることへの期待が強くあったことがうかがわれる。

(ウ) H警部補の行為態様

前記認定事実によれば、C氏に対する取調べは合計39回にわたり行われたものの、そのいずれの取調べメモ及び供述調書においても、H警部補が公安部の「殺菌」の解釈を説明したことを示す記載はなく、むしろ取調べメモには、C氏が公安部の「殺菌」の解釈とは異なる理解を一貫して示していることが記載されている。にもかかわらず、H警部補は、C氏が本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように認識しているか確認したり、公安部の「殺菌」の解釈について説明したりせず、C氏に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上で、C氏が、自分としては、CIP機能付きの噴霧乾燥器に限り規制対象に該当すると思っており、乾熱殺菌という発想は一切なかったとか、ガイダンスに従って非該当と判断した旨供述した内容をあえて供述調書に記載せず、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認められる。このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる本件要件ハの解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否定する趣旨を述べていたC氏の供述について、

その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導したものといえる。

また、前記認定事実によれば、H警部補は、C氏に対する弁解録取において、C氏の指摘に沿った修正をしたように装い、実際にはC氏が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、C氏に署名指印させたものと認められる。このような弁解録取は、偽計的な方法を用いて、C氏が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印をさせたものといえる。

上記のようなH警部補の行為態様は、捜査機関側の見立てに沿った供述を得るべく、偽計的な方法を用いて、取調べ及び弁解録取をしたものであり、C氏の自由な意思決定を阻害することを認識しつつ、あえて違法な取調べ及び弁解録取を行ったものであると評価するのが相当である。

(エ) 小括

以上からすれば、H警部補は、違法な取調べ及び弁解録取を行ったことについて、故意があったといえる。

イ C氏に対する取調べ及び弁解録取についてF警視及びG警部に重過失があったか

(ア) F警視及びG警部の職務上の立場

前記認定事実によると、F警視は課長代理であり、取調べを含む捜査の適正確保全般について、部下職員の指揮監督に当たるべき立場にあった。また、G警部は捜査主任官であり、犯罪捜査規範において「被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行（中略）について捜査員に対する指導教養を行うこと」がその職務として定められている。F警視及びG警部は、捜査員による取調べの適正確保について日頃から指導をするとともに、本件捜査において実際に取調べの適正が確保されているかについて監督する責務があった。

(イ) F警視及びG警部の行為態様

前記認定事実によると、G警部が各取調官に対して立件のために聴取して欲しい事項を細かく指示していた。しかし、F警視及びG警部は、H警部補が他部門で豊富な捜査経験を有していて取調べに長けているものと考えていたことから、H警部補の取調べ等の過程に十分な注意を払っておらず、取調べ等の適正確保に関する指導を怠っていたものと認められる。

この点については、結果的にH警部補による違法な取調べ及び弁解録取が行われていたことに照らすと、F警視及びG警部の監督体制に重大な問題があったことは否定できず、管理監督者としての責任が問われるべき事情が存在することは否定し難い。

しかしながら、監査をした限りにおいては、F警視及びG警部が、H警部補が偽計的手法を用いた違法な取調べ及び弁解録取を行うに至ることを、わずかな注意を払えば、たやすく予見できたといえることを基礎づける客観的証拠までは認められなかった。

(ウ) 小括

以上からすれば、F警視及びG警部の指導監督の在り方については、結果的に十分であったとはいえない面があるものの、C氏に対する取調べ及び弁解録取について適切な指導を怠っていたことについて、F警視及びG警部に重過失があったとまではいえない。

4 結論

F警視、G警部及びH警部補は、本件捜査について、上記のとおり故意又は重過失があったと認められ、その限りで本件請求には理由があるから、法第242条第5項に基づき、次に掲げる措置を講じることを勧告する。

監査対象局は、令和8年4月15日までに、本件高裁判決が確定したことにより都が支払った賠償金について、F警視、G警部及びH警部補に対し、必要な検討を行った上で、求償権を行使すること。